

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	4. 情報処理の促進並びにサービス・製造産業の発展																																	
	政策の達成目標	我が国製造業の国際競争力の強化を図るため、幅広い産業で活用される鋼材の安定供給を確保する。本制度を通じて、企業の財務基盤の安定化に資する政策的支援を講じ、基礎物資である鋼材の安定供給が図られる事業環境を整備する。また、鉱さいのリサイクルを通じた資源の有効利用促進、省エネルギー・省資源、CO2排出削減を促進する。																																	
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間は	令和6年4月1日から令和9年3月31日（3年間）																																	
	同上の期間中の達成目標	鉱さいバラス製造事業者の経営安定を図るとともに、鉱さいのリサイクルを通じた資源の有効利用促進、省エネルギー・省資源、CO2排出削減を促進する。																																	
政策目標の達成状況	本措置により、鉱さいバラスの破碎、集積・積み込みのために使用する機械の動力源の用途に使用される軽油に係る軽油引取税の課税が免除され、事業者の経営安定の確保と低廉かつ安定的な鋼材の供給が図られている。また、鉱さいバラスのセメント材料等への広範な有効利用により、資源・エネルギーの節約、地球温暖化の防止、資源の有効利用促進に大きく貢献している。（鉄鋼製造工程で生成される鉱さいの約99%が鉱さいバラスとしてリサイクルされている）。																																		
有効性	要望の措置の適用見込み	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>軽油使用量</th> <th></th> <th>軽油使用量</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成30年度</td> <td>15,614 kl</td> <td>令和5年度</td> <td>4,199kl</td> <td></td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td>15,310 kl</td> <td>令和6年度</td> <td>4,199kl</td> <td></td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>15,511kl</td> <td>令和7年度</td> <td>4,199kl</td> <td></td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>4,299kl</td> <td>令和8年度</td> <td>4,199kl</td> <td></td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>3,904kl</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>令和5年度以降は推計値（鉄鋼スラグ協会調べ）</p>					軽油使用量		軽油使用量		平成30年度	15,614 kl	令和5年度	4,199kl		令和元年度	15,310 kl	令和6年度	4,199kl		令和2年度	15,511kl	令和7年度	4,199kl		令和3年度	4,299kl	令和8年度	4,199kl		令和4年度	3,904kl			
		軽油使用量		軽油使用量																															
平成30年度	15,614 kl	令和5年度	4,199kl																																
令和元年度	15,310 kl	令和6年度	4,199kl																																
令和2年度	15,511kl	令和7年度	4,199kl																																
令和3年度	4,299kl	令和8年度	4,199kl																																
令和4年度	3,904kl																																		
要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	本措置により、事業者の経営の安定化が図られ、産業基盤を支える鋼材の低廉かつ安定的な供給が可能となり、我が国製造業の国際競争力の強化に寄与している。また、鉱さいバラスのセメント材料等への広範な有効利用により、資源・エネルギーの節約、地球温暖化の防止、資源の有効利用促進に大きく貢献している。																																		
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—																																	
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—																																	
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—																																	
要望の措置の妥当性	本措置が廃止され、軽油に課税された場合、その多くが中小企業である鉱さいバラス製造業者の経営が悪化し、鉱さいの安定的なリサイクルが行われなくなるおそれがあり、こうした状況を回避するためにも、本制度は妥当である。また、鉱さいバラスは、セメント材料等として、石炭・石灰石の節約、省エネルギー、CO2排出量の削減に大きく寄与するとともに、平成12年に制定されたグリーン購入法の公共工事における「特定調達物品」にも指定されており、リサイクル材としての役割は極めて重要である。																																		

税負担軽減措置等の適用実績		件数	減収額
	平成 30 年度	26 件	5.0 億円
	令和元年度	26 件	4.9 億円
	令和 2 年度	26 件	5.0 億円
	令和 3 年度	10 件	1.4 億円
	令和 4 年度	10 件	1.3 億円
	令和 5 年度	10 件	1.4 億円
令和 5 年度は推計値（鐵鋼スラグ協会調べ）			
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	（根拠条文：附 12 条の 2 の 7 ①、措置又は特例名：軽油引取税の課税免除の特例措置） 税額 令和元年度 86,567,248 千円 令和 2 年度 77,621,716 千円 令和 3 年度 77,798,908 千円		
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	本措置により、事業者の経営の安定化が図られ、産業基盤を支える鋼材の低廉かつ安定的な供給が可能となり、我が国製造業の国際競争力の強化に寄与している。また、鉍さいバラスのセメント材料等への広範な有効利用により、資源・エネルギーの節約、地球温暖化の防止、資源の有効利用促進に貢献している。		
前回要望時の達成目標	鉍さいバラス製造事業者の経営安定を図るとともに、鉍さいのリサイクルを通じた資源の有効利用促進、省エネルギー・省資源、CO2 排出削減を促進する。		
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	本措置により、鉍さいバラスの破碎、集積・積み込みのために使用する機械の動力源の用途に使用される軽油に係る軽油引取税の課税が免除され、事業者の経営安定の確保と低廉かつ安定的な鋼材の供給が図られている。また、鉍さいバラスのセメント材料等への広範な有効利用により、資源・エネルギーの節約、地球温暖化の防止、資源の有効利用促進に大きく貢献している。（鉄鋼製造工程で生成される鉍さいの約 99%が鉍さいバラスとしてリサイクルされている）。		
これまでの要望経緯	・昭和 39 年度（創設） 課税免除対象用途は「鉍さいバラスの集積等のために使用する機械の動力源」 ・平成 21 年度税制改正により軽油引取税は目的税（道路特会財源）から普通税に改められたことにより、用途制限が廃止。課税免除措置については 3 年（平成 21 年度～平成 23 年度末）存続。さらに、平成 24 年度、平成 27 年度、平成 30 年度税制改正において、それぞれ 3 年間延長。令和 3 年度税制改正において、適用対象を中小事業者等に限定した上、課税免除措置を 3 年間延長。		